狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプラン概要版

狛江市

平成 29 年 5 月

目次

[1]はじめに〜背景及び目的について・・・・・・・1 P
[2]各用語について・・・・・・・・・・・・2P
[3]避難行動要支援者名簿の概要について・・・・・・3、4P
[4]各支援組織の役割について(平時・災害時)・・・・・5~11P
[5]個別計画について・・・・・・・・・・11~14P
[6]災害発生時の要支援者の流れについて・・・・・・15、16P
[7]各施設の概要について・・・・・・・・・・17、18P
[8]福祉避難所について・・・・・・・・・・19P
資料1・・・・・・・・・・・・・・・・・22~22P

[1]はじめに~背景及び目的について

近年、我が国においては、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震及び東日本大震災に 代表される巨大地震並びに広島市の大規模土砂災害の原因となった暴風雨及び豪雨 といった激甚災害が発生し、私たちの想像をはるかに超える甚大な被害をもたらしま した。

このような大災害においての犠牲者には、高齢者や障がい者等いわゆる避難行動要支援者(以下「要支援者」という。)が多くの割合を占めていることから、要支援者が安全・迅速に避難できるための支援体制を整えておくことが強く求められています。また、平成28年4月に起きた熊本地震では、要配慮者及びその家族、支援組織の構成員を含めた市民に福祉避難所の役割等が十分に周知されていなかったため、福祉避難所が期待された役割を十分に果たすことができず、福祉避難所の体制等の整備が求められております。

このプランは、狛江市地域防災計画の要支援者の支援対策を具体化するものであり、要支援者の避難支援に係る体制、災害発生時の対応、個別計画の作成方針等の基本的な事項を定め、要支援者自身の対策「自助」、地域住民の協力による「共助」を基本として、大規模な地震や風水害に備え、避難支援行動を迅速・安全・的確に行うために、平常時から要支援者の状況把握や避難誘導等の体制等を整備することを目的としています。併せて、福祉避難所の設置及び運営に関する事項を具体化するものであり、福祉避難所の概要、災害時における取組及び平常における取組に関する基本的な事項を定め、大規模な地震や風水害に備え、平常時から福祉避難所の体制等を整備することを目的としております。

[2]各用語について

(1)「要配慮者」と「避難行動要支援者」

要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児、 その他の特に配慮を要する者 (妊産婦、傷病者、内部障が い者、難病患者等)

避難行動要支援者

市に居住する<u>要配慮者</u>のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(具体的には、第2章3で名簿に掲載する者)

(2)「安否確認」

• 生存状況及びけがの状況を確認することをいいます。

(3)「避難支援」

避難所に避難する場合の移動の手助けをすることをいいます。

(4)「施設入所者」

・市内の福祉施設等に入所している者又は市内に住民登録しているが、市外の福祉施設に入所している者をいいます。

(5)「安否確認者」

・要支援者の安否確認を行う者をいいます。

(6)「コーディネーター」

要支援者の個別計画を作成するにあたり、調整等を行う者をいいます。

(7)「災害時集合場所」

災害が発生した場合に避難する場所になります。大きな公園や広場などが該当します。

(8) 「福祉避難スペース」

• 指定避難所に設置する要配慮者に配慮したスペースをいいます。

(9)「福祉避難所」

・既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者、障がい者等一般の避難所では生活に支障を来す者に対して、ケアが行われるほか、これらの者に配慮したポータルブルトイレ、 手すり、仮設スロープ等バリアフリー化が図られた避難所のことをいいます。

[3]避難行動要支援者名簿の概要について

あらかじめ、市が「避難行動要支援者名簿」(以下「名簿」という。)を作成します。 名簿には、関係機関共有方式名簿(市が抽出した要支援者の方全てが掲載)と、同意 方式名簿(市が抽出した要支援者のうち、平常時から自主防災組織等に情報提供するこ とに同意した方のみ掲載)の2種類があります。

【関係機関共有方式名簿】 市が抽出した要支援者の方 全てが掲載

【同意方式名簿】

平常時から支援組織に 情報提供することに同意した方 のみ掲載

関係機関共有方式名簿は、災害発生又はそのおそれがある場合に名簿掲載対象者の同意の有無にかかわらず、法に基づき支援組織に必要な限度で提供することができます。 同意方式名簿は、本人の同意に基づき、平常時から支援者へ提供し、安否確認や避難支援等の情報を共有します。

◇名簿対象者について

名簿に掲載する者の範囲については、下表の名簿に掲載する者の範囲のとおりです。 ただし、施設入所者については、名簿掲載に含まれません。

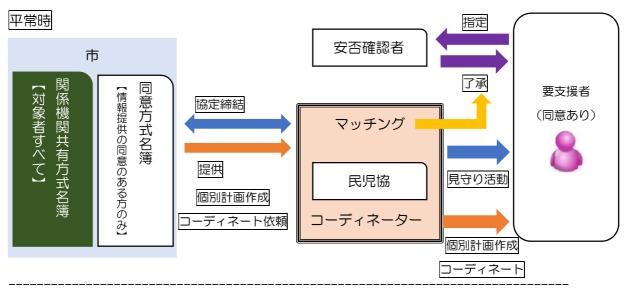
なお、障がい等級、単身世帯等の状況により程度の範囲を定めていますが、本人の 状況や希望等によっては、名簿に掲載します。

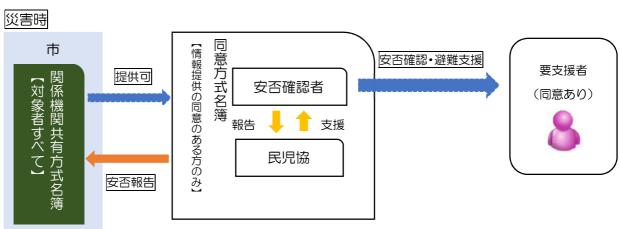
区分	名称	対象範囲(施設入所者は、名簿の掲載に含ま
		ない。)
1	高齢者(75歳未満)	(1)介護保険要介護3以上の認定を受けてお
		り、かつ、介護施設に入所していない者
	高齢者(75歳以上)	(2)一人暮らし世帯
		(3)75 歳以上のみの世帯
		(4)介護保険要介護3以上の認定を受けてお
		り、かつ、介護施設に入所していない者
2	身体障がい者	(1)身体障害者手帳1級又は2級取得者
	知的障がい者	(2)愛の手帳1度又は2度取得者
	精神障がい者	(3)精神障害者保健福祉手帳1級又は2級取
		得者
	難病の指定を受けている者	(4)身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害
		者保健福祉手帳の取得者
3	その他	75 歳以上の者と区分2の(1)から(3)ま
		での者で構成される世帯
		上記対象範囲に準ずる状態にある者で、特に見
		守り活動等が必要と認められるもの
		【具体例】
		(1)身体障害者手帳3級又は4級取得者
		(2)愛の手帳3度又は4度取得者
		(3)精神障害者保健福祉手帳3級又は4級取
		得者
		(4)介護保険要介護1、2の認定を受けてお
		り、かつ、介護施設に入所していない者
		(5)発達障がい者
		(6)在宅人工呼吸器使用者

[4]各支援組織の役割について(平時・災害時)

(1) 民生委員・児童委員協議会

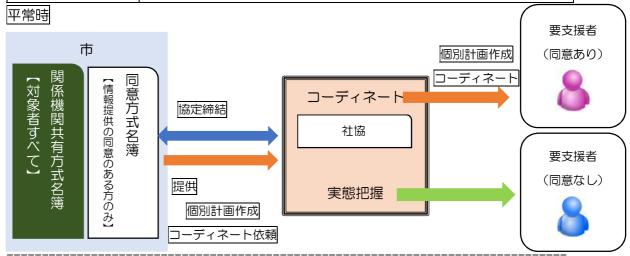
(1)以工女只				
時期主な依頼事項				
平常時	• 声かけ、自宅の訪問及びその状況の把握(実施可能な範囲にお			
	いて行う。)			
	・安否確認者のマッチングにおける協力			
	・名簿提供の同意のある要支援者(高齢者(要介護認定を受けた			
	者を除く。))の個別計画のコーディネート			
	• 安否確認者からの安否情報の集約と市への安否報告に関する			
	訓練の実施			
災害発生又は災害	・自身と家族の安全確保			
が発生するおそれ	・担当地区ごとに同意のある要支援者の安否情報集約及び災対			
がある場合	福祉保健部への伝達(町会・自治会、防災会と連携して行う。)			
	• 避難誘導、救援物資等の配付の指示			



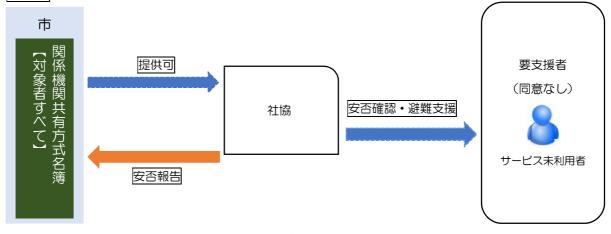


(2) 社会福祉協議会

時期	主な依頼事項				
平常時	・名簿提供の同意のある要支援者(次表の障がい者及び難病の指				
	定を受けている者)の個別計画のコーディネート				
	福祉サービス 身体 知的 精神 それ			それ以外	
	の利用の有無				
	有				•
	無	•	•	•	•
	• 名簿提供の同意がない要支援者の実態把握				
	• 市災害ボランティアセンターの訓練の実施				
災害発生又は災害	・市災害ボランティアセンター設置後、一般ボランティアによる				
が発生するおそれ	名簿提供の同意がない要支援者(福祉サービスを利用していな				
がある場合	い者)の安否確認・避難支援の支援				
	・名簿提供の同意がない要支援者の安否情報集約、災対福祉保健				
	部への伝達				



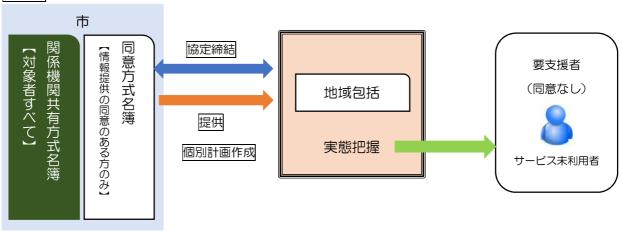
災害時

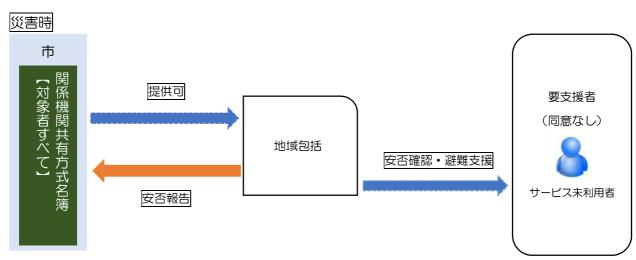


(3)地域包括支援センター

時期	主な依頼事項		
平常時	・名簿提供の同意がない要支援者(福祉サービスを利用していな		
	い者)の実態把握		
災害発生又は災	•名簿提供の同意がない要支援者(福祉サービスを利用していな		
害が発生するお	い者)の安否情報集約、災対福祉保健部への伝達		
それがある場合			

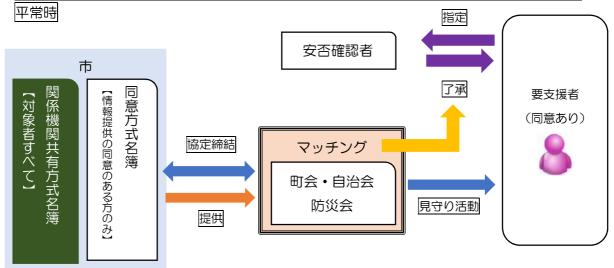
平常時



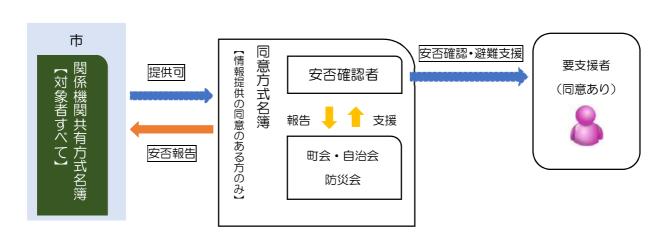


(4) 町会・自治会・防災会

時期	主な依頼事項		
平常時	・声かけ、自宅の訪問及びその状況の把握(実施可能な範囲にお		
	いて行う)		
	・安否確認者のマッチングにおける協力		
	・訓練の実施		
災害発生又は災害	• 自身と家族の安全確保		
が発生するおそれ	・名簿提供の同意のある要支援者の安否情報集約及び災対福祉		
がある場合	保健部への伝達(民児協と連携して行う。)		
	• 避難誘導、救援物資等の配付		

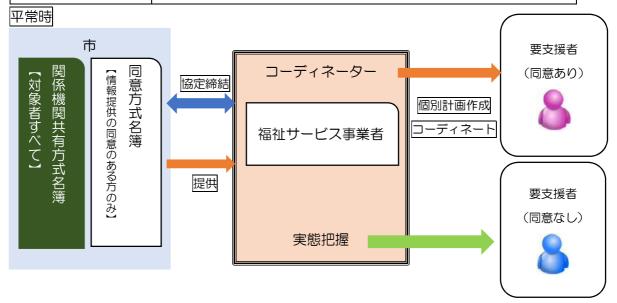


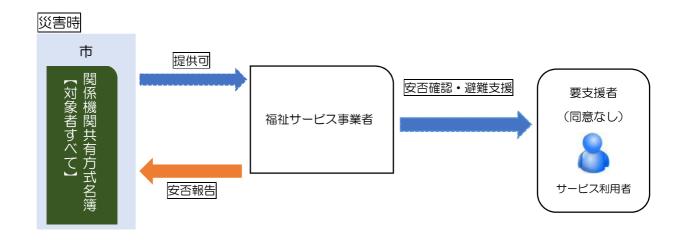
災害時



(5)福祉サービス事業者

時期	主な依頼事項		
平常時	【居宅介護支援事業者】		
	• 要支援者(要介護認定を受けた高齢者)の個別計画のコーデ		
	ィネート		
	・ 名簿提供の同意がない要支援者の実態把握		
	【指定相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに共		
	同生活援助(グループホーム)事業者】		
	・要支援者(福祉サービスを利用している身体障がい者、知的		
	障がい者及び精神障がい者)の個別計画のコーディネート		
	• 名簿提供の同意がない要支援者の実態把握		
災害発生又は災害	【居宅介護支援事業者】		
が発生するおそれ	・名簿提供の同意がない要支援者(要介護認定を受けた高齢者)		
がある場合	の安否情報収集又は集約、災対福祉保健部への伝達		
	・名簿提供の同意がない要支援者(要介護認定を受けた高齢者)		
	の安否確認・避難支援		
	【指定相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに共		
	同生活援助(グループホーム)事業者】		
	・名簿提供の同意がない要支援者(福祉サービスを利用してい		
	る身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者)の安否情		
	報収集又は集約、災対福祉保健部への伝達		
	・名簿提供の同意がない要支援者(福祉サービスを利用してい		
	る身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者)の安否確		
	認•避難支援		





(6)安否確認者

, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
時期	主な依頼事項		
平常時	• 声かけ、自宅の訪問及びその状況の把握(実施可能な範囲に		
	おいて行う。)		
	・個別計画に基づく安否確認・避難支援等訓練の実施		
災害発生又は災害	• 自身と家族の安全確保		
が発生するおそれ	・個別計画に基づく安否確認・避難支援		
がある場合	・安否情報、避難支援の民児協、町会・自治会又は防災会へ報		
	告		

※安否確認者が行う避難支援は、安否確認者個人で対応できる範囲となるため、被災状況や要支援者の状態に応じて、安否確認者は避難所、警察署・消防署等に支援を依頼し、複数で避難支援(救助・救護)を行うことが重要です。

(7) 警察署•消防署等

時期	主な依頼事項
平常時	・名簿の保管及び必要に応じた巡回及び訪問
	• 防火防災診断の実施(消防署等)
災害発生又は災害	・市(避難所等)の要請に基づいた救出救護
が発生するおそれ	
がある場合	

(8) 支援体制の確保

安否確認者については、要支援者 1 人に対して、2 名以上の安否確認者を配することが望ましいものとします。

要支援者(又はその家族等)は、安否確認者としての役割等を説明し、了承を得た上で、近隣に住んでいる家族や近所の方等を安否確認者に指定します。

なお、要支援者が安否確認者を指定できないとき(適切な安否確認者がいない場合) は、町会・自治会、防災会、民児協又は福祉サービス事業者が要支援者と安否確認者 とのマッチングを行います。

(9) 名簿情報の提供に不同意であった者に対する支援体制

名簿による個人情報の提供に不同意であった者に対する支援体制については、市が 関係機関共有方式名簿として不同意者を含めた要支援者の名簿を管理します。通常時 は非公開情報として扱うものとし、甚大な災害や緊急事態において、市が支援組織に 開示・提供します。

[5]個別計画について

(1) 概要

個別計画とは、災害発生時において、要支援者の安否確認及び避難誘導、また避難 所等での生活支援を的確に行うため、要支援者一人ひとりについて作成する避難支援 計画をいいます。

(2)盛り込む事項

市では、要綱の狛江市地域見守り活動支援対象者名簿登録申込書(第1号様式。資料1参照)の2枚目以降を個別計画とし、この書類に掲げる事項を個別計画に盛り込むものとします。

(3) コーディネーター及び個別計画を作成する要支援者

支援組織に所属する次表の者がコーディネーターとなり、個別計画の作成を支援します。個別計画を作成する要支援者は、名簿の提供に同意した要支援者とします。

コーディネーター	要支援者(名簿の提供に同意した者)
居宅介護支援事業者のケアマネジ	高齢者(要介護認定を受けた高齢者)
ヤー	
民児協の民生委員・児童委員	高齢者(上記以外の高齢者)
指定相談支援事業者及び指定特定	障がい者(福祉サービスを利用している身体障が
相談支援事業者の障害者相談支援	い者、知的障がい者及び精神障がい者)
専門員並びに共同生活援助(グル	

ープホーム)事業者の職員	
社協の職員	障がい者(上記以外の障がい者)及び難病の指定
	を受けている者

(4) 策定の支援

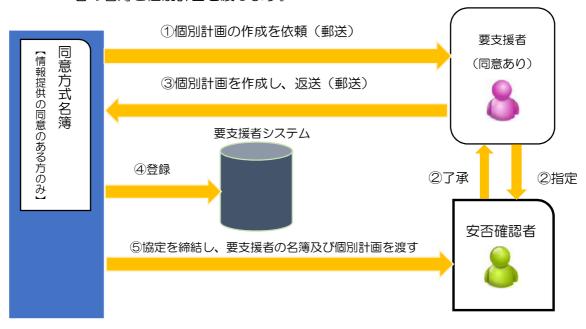
市は、個別計画の理解と内容の均一化を図るため、事前にコーディネーターやマッチングを行う支援組織に対して、研修等を実施します。

コーディネーターが個別計画の作成を支援するに当たり疑問が生じた場合等については、市が協力して相談に応じるなど、コーディネーターをバックアップします。

(5) 策定方法

ア原則的な方法

- ① 市は、郵送で要支援者に個別計画の作成を依頼します。
- ② 要支援者(又はその家族等)は、安否確認者としての役割等を説明し、了承を得た上で、近隣に住んでいる家族や近所の方等を安否確認者に指定します。
- ③ 要支援者(又はその家族等)は、個別計画に必要事項を記載し、市に郵送で返送します。
- ④ 市は、個別計画の内容を確認し、記載漏れ等がない場合は、要支援者システムに登録します。
- ⑤ 市は、安否確認者と名簿及び個別計画の提供に関する協定を締結し、要支援者の名簿と個別計画を渡します。



- イ 個別計画は返送されたが、安否確認者が空欄だった場合
 - ① 市は、町会・自治会、防災会又は民児協に要支援者と安否確認者とのマッチングを依頼します。
 - ② 町会・自治会、防災会又は民児協は、要支援者と安否確認者とのマッチングを行い、安否確認者の了承と要支援者による安否確認者の指定を得られたら、市に報告します。
 - ③ 市は、マッチングの結果安否確認者となった者の情報を個別計画に記載し、 個別計画を完成させます。
 - ④ 市は、完成した個別計画を要支援者に提供します。
- ウ 個別計画は返送されたが、安否確認者の欄以外の欄が空欄¹又は間違っていた場合
 - ① 市は、コーディネーターにコーディネートを依頼し、返送された個別計画を 渡します。
 - ② コーディネーターは、要支援者宅に伺い、要支援者と話し合って、個別計画に加筆し、又は修正し、個別計画を完成させ、市に返送します。
 - ③ 市は、完成した個別計画を要支援者に提供します。

エ 個別計画が返送されなかった場合

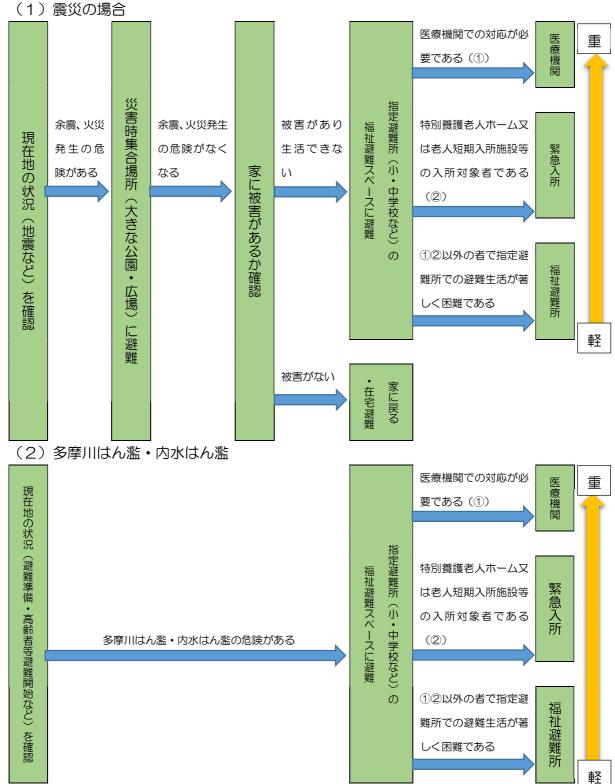
- ① 市は、コーディネーターにコーディネートを依頼し、個別計画を渡します。
- ② コーディネーターは、要支援者宅に伺い、要支援者と話し合って、安否確認者の欄以外の個別計画を完成させます。コーディネートにあたり、コーディネーターが要支援者と安否確認者とのマッチングができれば、マッチングを行い、安否確認者の了承と要支援者による安否確認者の指定を得て、個別計画を完成させ、市に返送します。
- ③ 市は、コーディネーターによるマッチングができなかった場合には、町会・ 自治会、防災会又は民児協に要支援者と安否確認者とのマッチングを依頼し ます。
- ④ 町会・自治会、防災会又は民児協は、要支援者と安否確認者とのマッチングを行い、安否確認者の了承と要支援者による安否確認者の指定を得られたら、市に報告します。
- ⑤ 市は、マッチングの結果安否確認者となった者の情報を個別計画に記載し、 個別計画を完成させます。
- ⑥ 市は、完成した個別計画を要支援者に提供します。

^{1 [5](4)、(5)}でコーディネーターと要支援者及び安否確認者との話し合いが必要な場合も含まれます。

(6) 個別計画の更新

要支援者		ź	更新の方法
	要支援•	要支援	①手上げ方式で更新(随時)
	要介護者		②民児協に委託し、コーディネーター(民生委員・児
			童委員)が高齢者実態調査時に更新(1年ごと)
高齢者		要介護	居宅介護支援事業者に委託し、ケアマネジャー(コー
者			ディネーター)が更新
	それ以外		①手上げ方式で更新(随時)
	の 75 歳		②民児協に委託し、コーディネーター(民生委員・児
	以上		童委員)が高齢者実態調査時に更新(1年ごと)
	身体障が	1、2級	①手上げ方式で更新(随時)
	い者		②社協に委託し、コーディネーター(社協の職員)が
			更新(2年ごと)
		3~6	手上げ方式で更新(随時)
		級	
	知的障が	1、2度	①手上げ方式で更新(随時)
	い者		②指定相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並
			びに共同生活援助(グループホーム)事業者に委託
障が			し、コーディネーター(障害者相談支援専門員及び
がいい			共同生活援助(グループホーム)事業者の職員)が
者			更新(2年ごと)
		3、4度	手上げ方式で更新(随時)
	精神障が	1、2級	①手上げ方式で更新(随時)
	い者		②指定相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並
			びに共同生活援助(グループホーム)事業者に委託
			し、コーディネーター(障害者相談支援専門員及び
			共同生活援助(グループホーム)事業者の職員)が
			更新(2年ごと)
		3級	手上げ方式で更新(随時)

[6]災害発生時の要支援者の流れについて



(3) 災害時集合場所までの避難路

要支援者の避難路については、個別計画作成時にあらかじめ定めておくものですが、 その際は、可能な限り災害による被害の影響を受けない経路、整備された広い道路に よる経路、安全かつ最短となる経路等を考慮して避難路を定めておきます。

(4) 災害時集合場所での引継ぎと見守り体制等

安否確認者は、個別計画に従い災害時集合場所まで要支援者の避難支援を行い、災害時集合場所において要支援者の行動管理や介助等身の回りの世話を行う者に要支援者を引き継ぎます。安否確認者が要支援者の名簿や個別計画書を所持している場合には、これらの書類も引き継ぎます。

災害時集合場所における要支援者の行動管理や介助等身の回りの世話については、 原則として要支援者の家族・親類等が行うものとし、また、家族・親類等がいない要 支援者への見守り体制及び身の回りの世話については、コーディネーターが個別計画 の作成時に要支援者及び安否確認者と話し合い、決めます。

(5) 災害時集合場所から市営避難所への移送方法(震災時のみ)

要支援者は、震災時に災害時集合場所へ避難し、家屋の倒壊・火災の延焼などにより、在宅での生活が困難な場合は、指定避難所へ避難することとなります。要支援者を速やかに災害時集合場所から指定避難所へ移送する方法については、災害時集合場所と指定避難所とが異なる場所となるケースもありますので、移送に車両、車いす等が必要な要支援者については、予め決めておく必要があります。

移送方法を決定するにあたっては、コーディネーターが個別計画の作成時に要支援 者及び安否確認者と話し合い、決めます。

市は、次表のとおり事業者との間に災害時の人員移送等に関する協定を締結しています。

	事業者名	事業種別	主な内容		
1	小田急バス株式会社狛江	一般路線バス事業等	人員、物資等の輸送及び被害状況		
	営業所		等の情報提供		
2	武州交通興業株式会社	貸切バス事業、ハイヤ	"		
		一事業等			
3	イースタンモータース調	タクシー事業等	"		
	布株式会社				
4	株式会社グリーンキャブ	タクシー事業等	//		

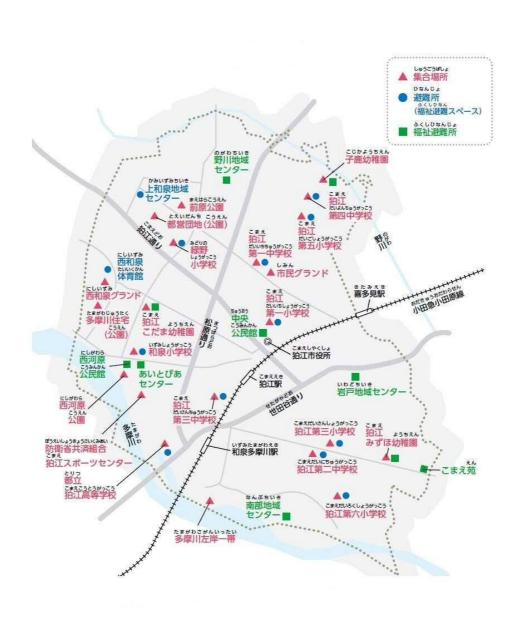
[7]各施設の概要について

名称	災害の種類 (災害時集合場所)	災害の種類 (福祉避難所)	用途(予定)(福祉避難所)	収容可能人数 (福祉避難所)	災害の種類 (福祉避難スペース)	収容予想人数(福祉避難スペース)	
狛江第一小学校	震災・多摩川はん 濫・内水はん濫			_	震災・多摩川はん濫・ 内水はん濫	60人	
狛江第三小学校	震災・内水はん濫	I	I	I	震災・内水はん濫	100人	
狛江第五小学校	震災・多摩川はん 濫・内水はん濫	_	_	_	震災・多摩川はん濫・ 内水はん濫	60人	
狛江第六小学校	震災・内水はん濫	1	1	1	震災・内水はん濫	50人	
和泉小学校	震災・内水はん濫	1	1	1	震災・内水はん濫	30人	
緑野小学校	震災・多摩川はん 濫・内水はん濫	1	1	1	震災・多摩川はん濫・ 内水はん濫	80人	
狛江第一中学校	震災・多摩川はん 濫・内水はん濫				震災・多摩川はん濫・ 内水はん濫	70人	
狛江第二中学校	震災・内水はん濫	-	-		震災・内水はん濫	60人	
狛江第三中学校	震災・内水はん濫	1	1	1	震災・内水はん濫	50人	
狛江第四中学校	震災・多摩川はん 濫・内水はん濫	1	ı	1	震災・多摩川はん濫・ 内水はん濫	50人	
市民グランド	震災		I	1	_	_	
西和泉グランド	震災	=	_	_	_	_	
前原公園	震災	_	_	_	_	_	
都営団地(公園)	震災	_	_	_	_	_	
多摩川住宅(公 園)	震災	_	_	_	-	-	
都立狛江高等学校 ※	震災・内水はん濫		1		震災・内水はん濫	_	
あいとぴあセン ター	内水はん濫	震災・内水はん 濫	要支援者用	406人	_	_	
中央公民館	内水はん濫	震災・内水はん 濫	要支援者用	498人	_	_	
西河原公民館	内水はん濫	震災・内水はん 濫	要支援者用	414人	_	_	
多摩川左岸一帯※	震災	-	1	-	_	_	
西河原公園※	震災	-	1	-	_	_	
西和泉体育館	内水はん濫	1	1	1	震災・内水はん濫	30人	
防衛省共済組合狛 江スポーツセン ター※	震災	_	_	_	_	_	
2 元 狛江こだま幼稚園	震災	震災	乳幼児、妊産婦 用	364人	_	_	
狛江みずほ幼稚園	震災・内水はん濫	震災・内水はん 濫	乳幼児、妊産婦 用	632人	_	_	
子鹿幼稚園	震災・多摩川はん 濫・内水はん濫	震災・多摩川は ん濫・内水はん 濫	乳幼児、妊産婦 用	196人	_	_	
上和泉地域セン ター	多摩川はん濫・内水 はん濫	_	-		震災・多摩川はん濫・ 内水はん濫	100人	
野川地域センター	多摩川はん濫	震災・多摩川は ん濫	要支援者用	192人	_	_	
岩戸地域センター	多摩川はん濫・内水 はん濫	震災・多摩川は ん濫・内水はん 濫	要支援者用	164人	_	_	
南部地域センター	内水はん濫	震災・内水はん 濫	要支援者用	150人	_	_	
社会福祉法人狛江 福祉会こまえ苑	_	震災	高齢者用	74人	-	_	

収容可能人数・・・1人あたり1畳(約1.824㎡)で算出。収容可能人数には付き添い家族も含まれます。

収容予想人数・・・指定避難所ごとの要支援者の登録者数から概数を算出。

内水はん濫・・・・内水とは、堤防で守られた内側の土地(人が住んでいる場所)にある水をいい、内水の水はけが悪化し、建物や土地・道路が水に浸かってしまうことをいいます。 ※・・・・・※印は、旧広域避難場所です。



[8]福祉避難所について

(1)対象となる者

福祉避難所に避難する者は、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するには至らない程度の者で、指定避難所での生活が困難で早期に移送が必要な要配慮者及びその家族とします。

なお、特別養護者人ホーム又は老人短期入所施設等の入所対象者はそれぞれ緊急入所等を含め、当該施設で適切に対応されるべきであるため、原則として福祉避難所の対象者とはしません。

また、在宅人工呼吸器使用者についても医療機関で適切に対応されるべきであるため、原則として福祉避難所の対象者とはしません。

(2) 開設する災害

狛江市内に地震及び風水害その他の災害が発生し、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受けた場合において、市が指定避難所に避難した要支援者等の状況等を判断し、福祉避難所の開設を決定します。

(3)福祉避難所等への避難の流れ

要配慮者は、大規模災害発生時、障がい者等の要支援者にあっては避難準備・高齢者等避難開始情報が発令されたとき、外国人等の要支援者以外の要配慮者にあっては避難勧告が発令されたときは、一般の方と同様に、震災の場合には、災害時集合場所へ避難し、家屋の倒壊・火災の延焼などにより、在宅での生活が困難な場合は、指定避難所へ避難し、多摩川はん濫・内水はん濫の場合には、直接指定避難所に避難することとなります。

指定避難所へ避難したものの、指定避難所の福祉避難スペースでの避難生活が著し く困難な要支援者について、市災害対策本部(災対福祉保健部)において福祉避難所 への受入の調整を行います。

[資料1]狛江市地域見守り活動支援対象者名簿登録申込書

	狛江市地域見守り活動支援対象者名簿登録申込書													
狛江市長 宛て ※可能な範囲でご記入ください。 支援					支援区	分				登録番号				
	(フリカ゚ナ) 名 前							1 5	生	□男□		静	<u>.</u>	歳
本人	4	主所	Ŧ										世帯	の人数 人
の情		日中は	ひとり	ですか		はい・ いいえ 前回の答え (はい)						(はい又に	はいいえ)	
報	連絡先① 自宅			電話番	号								i i	
	連	絡先②	携帯	電話番	号									
	連	連絡先③		その他									,,,	
		(フリガ [*] 名	†) 前								本人。続	との		
2000	1	住	所	57										
緊急時		連絡兒	75		話番号									
の		連絡党	101	携帯電	話番号						22.62.224	a resident	1	
連絡先	2	(フリカ [*] 名	ナ) 前								本人。	方		
76		住	所	37										
		連絡兒	īO	自宅電	話番号									
	連絡先			携帯電	話番号									
	民生委員							305 EUS						
◆日:	常的	又は緊急	時に	手助けれ	が必要	なとき	援助し	ノてく	1	る人がいる	ますか。			前回の答え
1	いな	l1 2	いる	(親	族 •	知人	• 近陽	数の人	23	・ その他)				
♦ あ	◆あなたの世帯の状況を選んでください。								前回の答え					
1 7	1 ひとり暮らし 2 同居全員が、75歳以上の世帯 3 子どもと同居													
4 =	4 子どもとその家族と同居 5 その他世帯 6 入院中・老人ホーム入所中													
100000	情報提供について 同意します ・ 同意しません (丸をつけてください。)													
	※「同意します」とは…記載した個人情報について、市及び市が協定を結んだ支援組織に情報提供すること、また、登録内容について市の保有する情報(住民基本台帳等)と照合することについて同意をするということです。													
	(記入日) 年 月 日 署 名							515						
		(記)	(日)		年	月	E	3	(累	急時連絡先の 暑 名)方)			185
	※この個人票について、民生委員は守秘義務を守ります。(民生委員法第15条)													

	避難行動要支援者支援 個別計画							
	本人の状況	兄	必要なものなど					
支援	□一人で歩くことが難しい	١	ロ杖 ロシルバーカー 口車いす 口その他()					
支援時に必	口耳の聞こえに不安がある	Š	□補聴器 □その他(□筆記用	具 □災害用ベスト			
必要なこと	口視力に不安がある		□めがね □その他(口白杖	□災害用ベスト)			
こと	ロコミュニケーションにる	ロヘルプカード 口筆談器 ロコミュニケーションボード ロその他()						
	口その他 注意してほしい	口物忘れがあ 口その他(5る)				
	災害時集合場所							
	避難所							
	災害時集合場所までの避 難経路							
緊急時 6	災害時集合場所における 見守り体制等	(家族・親族等がいな						
	災害時集合場所から避難 所への移送方法	(車両、車いす等の移	動手段が必要な場	合に記載)				
の準備	災害などの際に 避難先で必要なもの	□常備薬 □入オ						
	(準備しておくもの)	□保険証・医療証等 □いつも使用している医療機器						
	その他 配慮が必要なこと		Y					
	避難行動要支援者登録	□登録済	口登録して	いない	□対象外			
	ヘルプカード	口発行済	口発行して	いない	口対象外			
	ケアマネジャー	事業所名(担当者	ちの名前)	住所				
				電話	()			
				携帯	()			
		事業所名(担当都	皆の名前)	住所				
	相談支援専門員			電話	()			
专		\$		携帯	()			
援	*******	病院名(医師の名	呂前)	住所				
6	かかりつけの 病院・ <mark>医師</mark>			電話	()			
支援をしてくれる人	3,744,00			携帯	()			
		氏名 (団体名)		住所				
	安否確認者①			電話	()			
	※近隣に住んでいる家族や近所の 方を記載			携帯	()			
		関係		Sec				
		氏名(団体名)		住所				
	安否確認者②			電話	()			
	※近隣に住んでいる家族や近所の 方を記載	72		携帯	()			
		関係			•			

支援者の	備・考・欄			
気づき	支援者メモ			
※安否確認者は、要支援者と安否確認者とで合意した上で2人以上定めてください。				
※市が協定を結んだ支援組織については別紙を参照してください。				